

産山村農業委員会委員の募集について

令和5年7月に任期を迎える産山村農業委員会の委員について下記のとおり募集を行います。

農業に精通している方で、農地の権利移動や転用の許認可、担い手への農地集積、現地調査・パトロールなど、農業委員としての業務を適切に行うことができる方であれば、どなたでも推薦又は応募が可能です。

- 1 募集人員 8人
- 2 任用期間 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで（3年間）
- 3 身分 産山村の特別職の非常勤職員
- 4 業務内容
 - (1) 農地の権利移動及び転用の許認可に関する業務
 - (2) 担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する業務
 - (3) 上記の目的達成に向けた現地調査、指導及び農地パトロール等
- 5 委員報酬

基本給 年額182,000円
能率給 農地等の利用の最適化に係る活動に応じて村長が予算の範囲内で定める額
- 6 委員の要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

 - (1) 産山村が設置する他の付属機関等の委員
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦及び応募の手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参又は郵送により、産山村農業委員会（産山村役場経済建設課内）まで提出してください。

（1）推薦及び応募様式

【別記様式第1号】産山村農業委員会の委員 推薦書・応募書

（2）様式の入手方法

産山村経済建設課窓口もしくは産山村ホームページからダウンロードできます。

8 受付期間 令和5年3月1日（水）から令和5年3月31日（金）まで

※持参する場合は、土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

※応募状況により、書類の提出期間を延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に産山村のホームページ等により公表します。

9 委員の選任方法

産山村農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに委員候補者の評価を行います。

委員会からの報告を受けた村長は、委員に任命する予定の者を決定し、議会の同意を得た上で委員の任命を行います。

※選考の際、農業経営基盤強化促進法に規定される認定農業者等の委員が過半数を占めること。農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を1人以上含めるなどの法的要件があります。

10 その他

推薦又は募集された事項については、募集期間の中間及び終了後に遅滞なく、氏名、年齢、職業等（住所を除く）をホームページ等に公表いたしますので、あらかじめご了承ください。

11 推薦及び応募に係る書類の提出先・お問合せ先

〒869-2703 阿蘇郡産山村大字山鹿488番地3

産山村農業委員会（産山村役場経済建設課内）

【電話】0967-25-2213

【FAX】0967-25-2864